

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中-0801	(一社) 新経済連盟	ホームシェア(民泊)の通年実施	通年で民泊(住宅宿泊事業)を実施することができるようにする	住宅宿泊事業法においては、住宅宿泊事業とは180日を超えない範囲で住宅に人を宿泊させる事業であるとされている。	住宅宿泊事業法 旅館業法	180日を超えて住宅宿泊事業を行うことができるようにする	国土交通省 観光庁 厚生労働省	<p>宿泊営業の実施に当たっては、原則、旅館業法に基づく許可が必要であるが、住宅宿泊事業法は、旅館業法の例外として、そもそも居住の用に供すべき住宅を利用して宿泊営業を実施する場合には、一定のルールの下で180日を限度に当該許可なしに宿泊営業の実施を認めるものであり、その例外は認められない。</p> <p>なお、180日を超えて宿泊営業を行う場合に利用できる制度としては、旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可等や国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)の認定といった形のものがある。</p>
29集中-0802		ライドシェアの実現	自家用自動車の空き座席に人を乗せて有料で運送するサービス(いわゆる「ライドシェア」)を認める。	自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	道路運送法第4条、第78条	一定の要件のもとで道路運送法の適用を除外し、いわゆる「ライドシェア」を実施可能にする。 制度の詳細については、別添の当連盟提言「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」(2015年10月30日公表)参照	国土交通省 自動車局	<p>○ 本提案では、プラットフォーム側に新たに運行記録の保存や運転者リストの作成などの対応を求めるものとしておりますが、これらの措置は、運行管理や車両整備管理等について責任を負う主体を置いたものとは言えないと考えております。運行管理や車両整備管理に責任を有する者を選任し、運転者の健康管理や酒気帯びの状況を確認させるとともに、自家用自動車よりも高い頻度で車両の点検を行わせること等により、過労運転や技能未熟を防ぎ、未然に事故を防止する対策が必要であり、本提案ではこうした対策が不十分であると考えております。</p> <p>○ 本提案は、ドライバー及びプラットフォームに保険加入を義務付け、事故時の被害者の損害をカバーするとしておりますが、これらの措置はプラットフォーム側に事故の当事者としての責任を負わせることなく、単に事故発生時のドライバーの賠償責任を保険でカバーするとしているものと考えられ、このような形では国民の理解を得られないと考えております。なお、運送事業者は、自動車損害賠償保障法の「運行供用者」として、民法の特例(故意又は過失の立証責任の転換)として厳格な民事上の責任を負っております。</p> <p>○ 自家用車を用いたライドシェアについては、ドイツ、フランス、イギリス(ロンドン市)、韓国等において禁止されております。</p> <p>また、プラットフォームとドライバーの関係について、ドライバーの地位や待遇が世界各地で問題になっております。例えば、平成28年10月、ロンドン雇用審判所が、ドライバーを労働者と認め、最低賃金の適用や有給休暇の付与等の権利を保障すべきと判断しました。その他、米国カリフォルニア州、マサチューセッツ州などでも訴訟が起きています。さらに、日本国内約29万人のタクシー運転者の労働環境にも深刻な影響を与えることも懸念されます。</p> <p>○ 我が国の特に都市部においては、タクシーは供給過剰状態にあり、輸送サービスを追加する必要性に乏しい状況にあります。</p> <p>なお、バス・タクシー等が不十分である地域において、安全を確保しつつ地域住民の足として自家用車を活用する自家用有償運送制度が平成18年から実施されており、平成27年6月には、国家戦略特区においてその運送の対象範囲を観光客にも拡大するための法改正が行われたところです。</p> <p>○ 以上のとおり、本提案の内容は、安全確保、利用者保護等の観点から適切ではないと考えております。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中-0803	(一社) 新経済連盟	個人による有償の旅行相談の実施	旅行者として登録していない個人等が、個人等が、その知識・経験を生かして有償で旅行に関する相談を受けることを可能にする。	旅行業法上、報酬を得て旅行に関する相談に応ずる行為は「旅行業」に該当し、かつ、旅行業を行う者は観光庁長官の行う登録を受けなければならないとされている。	旅行業法第2条第1項、同第3条	旅行者として登録していない個人等が、その知識・経験を生かして有償で旅行に関する相談を受けることを可能にする。	国土交通省 観光庁	旅行業法においては、旅行者による、旅行者に対し取引の重要事項を故意に告げない行為又は不実のことを告げる行為を禁止しており、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図っているところ。 仮に無登録の事業者による旅行相談を容認した場合、上記行為を規制することができず、例えば、旅行に不慣れな一般消費者が、犯罪や自然災害リスク等の安全に関する重要事項について不適切な情報を告げられた結果、旅行先で犯罪や自然災害に巻き込まれるなど、危険な事態を助長しかねないほか、事業者から実施不能な旅行行程を提示された旅行者が、旅行を円滑に実施できず宿泊先や空港に戻れなくなるなど、利便が大きく損なわれるおそれ等もある。 このように、有償で旅行相談を受ける事業者には、特に消費者保護を図る観点から登録を義務づける必要があり、御提案のような例外は認められない。
29集中-0804		特定遊興飲食店の営業所設置許容地域の拡大	一定の要件を満たす良質な特定遊興飲食店の営業を営業設置許容地域以外でも認める。	特定遊興飲食店は、営業所設置許容地域でしか営業することができないとされている。特定遊興飲食店営業(ナイトクラブ等)の営業設置許容地域は東京都においては建築基準法上の用途地域に沿う形で定められており、東京都では営業設置許容地域は原則として商業地域のうち規則で定める地域に限定されている(六本木においては近隣商業地域にも拡大されている。)。しかし、建築基準法の用途地域の指定は必ずしも現状に適合しているとは言えず(例えば、六本木駅周辺には住居専用地域がかなり多い)、また、その変更手続は容易ではない。	風俗営業法第12条等	当該店舗が、国・地域が認証する一定の団体に所属している、あるいは、当該地域がいわゆるパープルフラッグ(※)を取得しているなど、一定の要件を満たす場合には、風営法上の営業設置許容地域以外においても柔軟に特定遊興飲食店の営業を認めることとする。 ※安全にナイトタイムエコノミーを楽しむことが認証された地域	警察庁	特定遊興飲食店営業は、深夜という一般的には休息をとる時間帯において、客に遊興及び飲酒をさせるものであり、周辺の地域に風俗上の問題を生じさせるおそれが大いのものであると考えられる。このため、特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第22条に規定されている基準に基づき、各都道府県が条例等により地域の実情に応じて定めて定めているところである。こうした厳格な立地規制を設けることとした趣旨等に鑑み、それぞれの地域の実情に応じて各都道府県条例で定めている営業所設置許容地域以外の地域において営業を認めることはできない。
29集中-0805		タクシーの二種免許の要件緩和	普通第二種免許の受験資格(経験年数3年以上、21歳以上)の見直し	道路交通法により、以下の要件に該当する者でなければ、普通第二種免許を取得できないこととなっている。 1 二十一歳以上 2 普通免許等の一定の免許を受けていた期間が通算して三年以上	道路交通法第96条第5項	普通第二種免許試験の受験資格を第一種免許同様、18歳に引き下げる。 経験年数要件(3年)については、撤廃する。	警察庁	第二種免許の受験資格については、規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)等により、その在り方を総合的に検討することとされたところであり、現在、警察庁において、「第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議」を開催するとともに調査研究を実施するなどして、検討を進めているところである。
29集中-1401	輪島市	輪島らしい街並み景観を形成するための道路標識特区	道路標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により標識版の寸法、色彩等について基準が定められており、都道府県道や市町村道において設置する標識の寸法については、道路管理者である自治体の条例で定めることが可能となっているが、色彩については従来から全国一律とされている。区域外の標識との連続性及び視認性の確保、安全かつ円滑な交通の確保を前提として、道路標識のうち案内標識の色彩について、現行「文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色」とされているところ、地域の特性や街並み景観に配慮した色彩の設定を可能とすることにより、地域独自の統一された街並み景観を形成する。	道路標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により標識版の寸法、色彩等について規定されており、都道府県道や市町村道において設置する標識の寸法については、道路管理者である自治体の条例で定めることが可能となっているが、色彩については「文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色」として全国一律に規定されている。	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第2 備考一(三)1(13)	区域外の標識との連続性及び視認性の確保、安全かつ円滑な交通の確保を前提として、道路標識のうち案内標識の色彩について、現行「文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色」とされているところ、地域の特性や街並み景観に配慮した色彩の設定を可能とする。	国土交通省 道路局	道路標識は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るために、必要な場所に用いられ、道路利用者に対して、案内、警戒、規制、指示の情報を適切に伝達できること、適切な視認性が確保されることが求められる。 今回提案標識のように、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(標識令)」で全国的に統一している標識色と異なる色を用いた場合、案内標識として認知されにくいことから、利用者に混乱を与え、交通の円滑や安全にも影響を与えるおそれがある。 以上より、全国的に統一されている道路案内標識の背景色を地域ごとに変更することは、本来道路標識に求められる機能を損なうこととなるため、認められない。 なお、標識の寸法については、標識令を参酌して地方公共団体の条例で定めることができ、標識の寸法を独自に定めただうえ、標識を設置することが可能である。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中 -2302 -01	京都市	史跡名勝天然記念物における現状変更許可申請の 手続き緩和等	京都市では、質、量ともに、史跡名勝天然記念物の指定状況が全国有数の規模である。文化財の積極的な活用が求められている中、史跡名勝天然記念物の現状変更申請の件数が増加しており、文化財の保護と活用の両立を目指し、以下のとおり、手続きを迅速化する措置について提案する。 ①保存活用に係る計画が策定された史跡名勝天然記念物の保存・活用促進のため、比較的軽微な現状変更については、国から更に権限を移譲し、京都市が許可を行う。 ②毎年の短期間の催事や公益性を有するインフラ工事に係る現状変更に関して、史跡名勝天然記念物に与える影響が少ない場合は、届出制とする。 ③軽微なき損に関しては、届出ではなく、定期的な報告制とする。	①現状変更許可の項目の中には、文化財の継承や活用に関する軽微な事柄であっても、都道府県・政令指定都市に権限移譲されていないものがある。	文化財保護法第125条 文化財保護法第184条, 文化財保護法施行令第5条	現在国が現状変更許可を行っているものうち、比較的軽微なものについては、国から更に権限を移譲し京都市が許可を行う。	文化庁	京都市から提案のあった管理・修理や啓発に必要な工作物の設置、駐車場の整備、樹木の抜根・補植、保存整備や建設計画等に先立つ発掘調査は、史跡名勝天然記念物の指定要素に重大な影響を及ぼし得る行為であり、高度な専門的判断を必要とすることから、文化審議会の諮問を経た文化庁長官の許可によることが原則である。しかし、国指定史跡名勝天然記念物における一定の規模等を下回る現状変更については、文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲにより、管理計画を作成した市の教育委員会が行うことが可能となっているところ。
29集中 -2302 -02				②毎年同内容で実施されている短期間の催事等に伴う工作物の設置や公益性を有する公共のインフラストラクチャーの工事は、記念物に与える影響が少ない場合でも、その都度許可申請が必要となっている。	文化財保護法第125条 文化財保護法第184条, 文化財保護法施行令第5条	既に本市に現状変更許可権限が移譲されているものうち、毎年の短期間の催事や公益性を有するインフラ工事に係るものに関して、史跡名勝天然記念物に与える影響が少ない場合は、届出制とする。	文化庁	平成31年4月に施行された文化財保護法の一部を改正する法律では、現在許可を受けて行うこととなっている史跡名勝天然記念物の現状変更について、所有者等が史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることにより、事後届出で行うことができるようになったため、同計画制度を活用することで、②の提案は実現し得る。 なお、現行法の下でも、催事やインフラ工事のうち、実施計画や工事計画が明確なものは、包括的な許可を行うことにより、申請者負担の軽減を図ることも可能である。
29集中 -2302 -03				③記念物のき損が生じた際、その大小に関わらずその発生ごとに国へ届出を行う必要があり、軽微なき損の場合も毎回届出を必要としている。	文化財保護法第120条	軽微なき損に関しては、届出ではなく、定期的な報告制とする。	文化庁	文化財保護法第120条において、き損等が生じた場合に文化庁長官に10日以内にその旨を届け出ることとしているのは、き損状況如何によっては復旧など緊急の措置とる必要があるためであり、届出の対象となるき損の程度を所有者の判断に委ね、定期的な報告とすることはできない。 なお、平成29年度の記念物のき損届出は、多い市でも毎年21件程度となっており、定期報告制とする合理的な理由は見当たらない。 また、定期的な報告の頻度が明示されていないが、定期的な報告の頻度によっては、むしろ負担が増加することが考えられる。